

電子契約の導入に係る事業者説明会

日時：令和5年9月29日（金）
（第1回）午前10時から
（第2回）午後2時から
会場：郡山市役所特別会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 説明内容
 - (1) 電子契約の対象範囲
 - (2) 電子契約の開始時期
 - (3) 電子契約による契約手続きについて
 - (4) 郡山市からのお願い
- 4 質疑応答
- 5 閉会

【配布資料】

- 資料1 郡山市の電子契約の運用について…説明内容 3 (1) (2) (4)
資料2 郡山市事業者向け電子契約説明会…説明内容 3 (3)

郡山市の電子契約の運用について

(1) 電子契約の対象範囲

赤枠内の契約が、電子契約により締結できるようになります。

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約 ・ 委託契約 ・ 売買契約 ・ 単価契約 ・ 賃貸借契約 ・ 秘密保持契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約 (例：事業用借地権設定契約書、農地の賃貸借契約書) ・ 契約期間が 10 年を超える契約 ・ 自動更新条項が付されている契約 ・ その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

※現時点では、請書は対象外とします。

(2) 電子契約の開始時期

令和 5 年 10 月 1 日以降に、公告・指名通知・見積徴取通知をするもの

(3) 電子契約による契約手続きについて

別添資料 2 による

(4) 郡山市からのお願い

- ①電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス申出書」を PDF 形式にし、当該申出書に記載したメールアドレスから、発注課宛てに送信してください。電子契約を希望しない場合は、これまで同様に紙による契約となります。
- ②第三者のなりすまし防止のため、申出書にはアクセスコード（数字 4 桁）を必ず記載してください。
- ③契約書の内容を確認した上で電子署名をしてください。内容に誤りがある場合は、電子署名せずに、発注課へその旨を御連絡ください。
- ④すべての署名が完了すると、申出書に記載したメール宛てに、署名完了のメールが届きます。メールが届いてから 2 週間以内に必ずすべての契約書データをダウンロードし、自社で保存するようお願いいたします。
- ⑤契約締結日は、最終署名者が署名した日（タイムスタンプが記録された日）となります。着手予定日までに契約が締結できない場合、発注課に御相談ください。

年 月 日

電子契約同意書兼メールアドレス申出書

郡山市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

※委任先を指定している場合は、委任先の情報を御記入ください。

下記の案件について、郡山市と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、下記のとおりです。

記

1 電子契約案件名 ()

2 電子契約締結に利用するメールアドレス等

利用メールアドレス	
アクセスコード (※) (4桁の数字)	

※契約書のデータを確認するために必要となります。任意の数字を記入してください。

3 担当者連絡先

部署名	
担当者氏名	
電話番号	

【留意事項】

- 〇〇課あて (. . . . @city.koriyama.lg.jp) 電子メールにて御提出ください。

発注課名及びメールアドレスが記載されています。